#### 第4回大阪市底質対策技術検討会 会議録

1. 日 時: 平成 19 年 9 月 28 日(金)午後 2 時~午後 3 時 30 分

**2. 場** 所:環境局第 11 会議室 (WT C コスモタワービル 36 階)

3. 出席者:(委員)

大阪大学名誉教授 村岡 浩爾 (委員長)

大阪市立大学名誉教授 山田 優

大阪人間科学大学人間環境学科教授 福永 勲

(事 務 局)

環境局・港湾局・建設局

(オブザーバー )

大阪府都市整備部河川室·環境農林水産部環境管理室·環境農林水産 総合研究所·大阪市立環境科学研究所

#### (事務局及びオブザーバ発言者)

環境局理事兼環境保全部長光岡和彦

環境局環境保全部土壤水質担当課長代理 前田 和男

環境局環境保全部担当係長 高橋 雄一郎 (司会者)

港湾局計画整備部設計担当課長 梶木 俊

港湾局計画整備部環境保全担当課長代理 大石 一裕

建設局下水道河川部河川担当課長代理 三村 経雄

建設局下水道河川部河川担当係長 大野 良昭

大阪市立環境科学研究所研究主任 先山 孝則

#### 4. 議 題:

- (1) 港区尻無川右岸(水門上流)堤防工事における環境対策について
- (2) 道頓堀川水辺整備その他工事(湊町右岸工区)における環境対策について

#### 5. 会議資料:

- (1) <u>資料1:港区尻無川右岸(水門上流)堤防工事における環境対策について</u> (PDF: 2, 160KB)
- (2) <u>資料2:道頓堀川水辺整備その他工事(湊町右岸工区)における環境対策について</u>(PDF:1,731KB)

資料3:水質調査結果について (PDF:140KB)

6. 議事内容: 次のとおり

#### 司会者

お待たせいたしました。

ただいまから、第4回大阪市底質対策技術検討会を開催させていた だきます。

私は、本日の司会を担当させていただきます事務局の大阪市環境局 環境保全部担当係長の高橋でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

報道関係者の皆様には、あらかじめ、受付において事務局からご説明いたしましたとおり、写真撮影等の取材をお願いしたいと存じます。

また、傍聴者の皆様には、あらかじめ受付においてお渡しさせていただいております傍聴要領に従い、お静かに傍聴していただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。また、本検討会にはオブザーバーとして、大阪府都市整備部河川室、環境農林水産部環境管理室、環境農林水産総合研究所、大阪市立環境科学研究所水環境担当の出席をいただいております。

なお、本検討会の事務局は、大阪市環境局、港湾局、建設局で担当しております。

それでは、開会にあたりまして、環境局光岡理事兼環境保全部長から、ご挨拶申し上げます。

光岡理事どうぞよろしくお願いいたします。

# 光岡理事兼 環境保全部長

大阪市環境局理事兼環境保全部長の光岡でございます。

開催にあたりまして、ひとことごあいさつ申しあげます。

本日は、委員の先生方には、何かとご多忙のなか、大阪市底質対策技術検討会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、平素は、本市の環境行政の推進に対しまして、多大のご指導、ご協力を賜っておりますことを、この場をお借りいたしまして、厚くお礼申し上げます。

さて、大阪市の港湾局におきましては、港区の尻無川右岸におきまして堤防の耐震化工事を、また、建設局におきましては湊町の道頓堀川右岸におきまして遊歩道の増築工事を予定しております。

これらの水域には有害物質に汚染された底質がありますことか

# 光岡理事兼環境保全部長

ら、本日は、これらの工事における環境対策につきましてご提案をさせていただき、ご検討をお願いしたいと思っております。

大阪市といたしましては、今後とも、良好な都市環境の確保に向けまして、河川及び港湾区域におけるダイオキシン類等による底質汚染の改善をはじめ、各種施策をより効果的に推進していく所存でございますので、委員の皆様方におかれましては、引き続き、一層のお力添えを賜りますようお願い申しあげます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 司会者

どうもありがとうございました。

続きまして、議事に入ります前に、関係資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の検討会の議事次第です。次に、

資料1 港区尻無川右岸(水門上流)堤防工事における環境対策について

資料2 道頓堀川水辺整備その他工事(湊町右岸工区)における環境 対策について

以上資料の不足等はありませんでしょうか。

なお、本検討会の主旨である対象工事における環境対策について御 検討していただきます。

それでは、議事に入ってまいりたいと思います。議事の進行につき ましては、村岡委員長にお願いいたしたいと存じます。

村岡委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 村岡委員長

はい、村岡でございます。

それでは、議事を進行させていきたいと思います。

まず、議事の1つ目でございますが、「港区尻無川右岸(水門上流) 堤防工事における環境対策について」でございます。事務局からご提 案よろしく願いいたします。

#### 梶木担当課長

港湾局計画整備部の設計担当課長の梶木と申します。港区尻無川右

岸の堤防工事における環境対策について、お手元の資料1に基づいて 提案させて頂きます。まず始めに、今回の検討にあたりまして、当該 工事の予定区域で、環境基準値等を超えるダイオキシン類及び PCB を含有する水底土砂が確認されたということで、これを受けまして、 工事実施に伴う環境対策について検討したものであります。

内容につきましては、3つ程ございまして、1つは当該工事区域内 の環境基準値を超える水底土砂の措置については、原位置固化処理を 行い封じ込め対策を行うということ、

2点目に工事中における底質の拡散等の影響を把握して二次汚染 を防止する環境監視を実施しながら工事を進めるということ、

3点目として、施工時の環境対策といたしまして、施工区域の周辺の汚濁防止膜の設置等を行って汚濁防止措置を講ずるとともに、できるだけ底質を乱すことの少ない工法を採用して実施していこうという主に3点であります。

1ページ2ページをご覧頂きたいのですが、まず、尻無川右岸の堤 防工事の概要ということでございます。右岸部の堤防につきまして は、築造後40年程度経過しておりまして、老朽化が進んでいること もありまして、現在、直下型の地震に対応していく場防の補強工事、 耐震補強工事を実施していくところでございます。今回対象となる区 域につきましては、右の地図にございますように赤い線のところ、丁 度 43 号線の下ということで延長は約 130mの区域でございます。こ こにつきましては、河川の水域内で行う工事でございます。1ページ の断面を見ていただきたいのですが、これは堤防の断面図ということ で既存の堤防の前面に約5m程張り出しまして新しい構造物「堤防」 を造るというものでございます。前面に土留めの矢板を打ち背後には H型鋼を打設していって頭部については、コンクリート構造物で一体 化する半棚式の構造形式をとっております。また、既存護岸の前面約 5 m付近の深度でいうと OP-3 m~-7.3mの所に比較的緩い砂層が ございまして、固化処理による液状化対策を行う予定としておりま す。

今回本工事区域内で表層付近から深度で約 0P-6 m付近で基準値を超える水底土砂が確認されたということで液状化対策と併せまして原位置固化処理による封じ込めという形でこの汚泥について対処していきたいと考えております。

3ページをご覧頂きたいのですが、この工事区域の事前調査結果ということで、工事区域内2箇所ボーリングを行い、事前の底質調査を 実施しております。

その調査結果につきましては、4ページの表のとおりでございまして、薄く黒く塗っているところが基準値をオーバーした箇所ということになります。ダイオキシン類につきましては、底質の環境基準150pg-TEQ/gを超えているという区域はNo.1、No.2とも表層付近から約深度でOP-6mのところで確認されております。PCBにつきましては暫定除去基準が10mg/kgということで表層から1m下の所から深さとしましては、OP-6mないし-5mのところに存在しているという結果が出ております。下の表ですが、それぞれ溶出量試験を行っておりまして、ダイオキシン類及びPCBにつきましては、溶出の基準につきましては基準以下という結果になっております。

続きまして、「3工事中の環境監視」ということで工事に係る環境対策についてご説明したいと思います。工事中における底質の拡散等の二次汚染等の影響を把握するために、環境監視の調査を実施してまいりたいと考えております。調査内容につきましては、先生方に以前審議していただきました、「河川・港湾工事に係る環境対策マニュアル(案)」等に準じて検討しております。まず、監視点の設定でございます。位置図にあります様に、工事に伴う影響が一般水域に及ぶことを防止するための基本監視点、白三角でございますが、ここの尻無川については、潮汐の影響があるということで、工事箇所の上流側下流側それぞれ300mの位置に基本監視点を設定いたします。工事の影響を予察するための補助監視点ということで、その約50mの内側にそれぞれ黒三角でございますが、補助監視点を設定しております。あと一般水域の状況を把握するためにバックグラウンド点ということで白四角それぞれ基本監視点の上流側下流側に約300m離れた位置に設定しております。

続きまして6ページをお願いします。事前水質調査ということで、 工事着手前に工事水域の水質の状況の把握と監視基準値を設定する ために事前水質調査を実施いたします。内容につきましては下表のと おりでございまして、特に採水分析につきまして、ダイオキシン類、 PCB、生活環境項目のpH、BOD、SSを測定いたします。調査につきま しては、大潮、中潮、小潮を含む3日間実施するということで、それ

ぞれ、上げ潮、下げ潮、干潮時、満潮時の4回採水分析を行う予定と しております。これと併せまして、鉛直測定に濁度、水温、塩分濃度 を測定するということと、また、連続測定ということで、工事を実施 する時間帯を含む 12 時間連続で流況、濁度、水温、塩分濃度をこの 3日間について行う予定でございます。工事中の監視基準値につきま しては、今回の事前水質調査結果に基づき、ダイオキシン類濃度及び、 PCB 濃度と SS、濁度の関係を整理するとともに、既存のデータ等も勘 案して、濁度を指標として水質の環境基準値に対応する監視基準値を 適切に設定するということでございます。続いて、「3) 工事中の環 境監視」ということでございます。今回の堤防工事で何らかの形で底 質をさわる工事につきまして環境監視の対象としております。ここで 挙げております障害物撤去工、鋼矢板打設工、鋼杭打設工、裏埋工、 原位置固化処理工それが今回の環境監視の対象工種としております。 環境監視内容につきましては、下表のとおりでございまして、まずは、 工事期間中に1回ということでダイオキシン類、PCB につきましては 採水分析をする予定でございます。これにつきましては、最も濁りの 影響のある工事につきまして1回実施する予定でございます。それ と、生活環境項目につきまして、pH、BOD、それと SS につきましても 各工種毎に週1回採水分析を実施する予定でございます。あと、実際 の工事の環境監視ということで濁度が中心ということになるのです けども、項目として、水温、塩分、濁度、流況につきましては、基本 監視点で1日2回、補助監視点では頻度を上げて1日4回ということ で実施する予定でございます。この環境監視については、各工種にお いて2週間連続で行う予定で、特に、影響が見られた場合には、環境 監視を延長するということで対応したいと考えております。それと異 常な濁りの有無につきましては常時、目視監察によって行う予定でご ざいます。あと、一般水域ということで、バックグラウンド点につき ましては、濁度のみということになりますが基本監視点における監視 時間に合わせて行う予定でございます。

続きまして、7ページですが、「4)監視結果の評価」でございます。基本監視点における濁度が、監視基準値を超過した場合については、必要に応じ監視の強化及び原因究明をまず行うということで、調査結果の内容を総合的に判断して、必要と判断される場合は、工事実施者に対して、工事速度の低減、あるいは工事の中断など所要の措置

をとるということで対応していきたいと考えております。その体制については、下のフロー図のような体制を組んでまいりたいと考えております。それと「5)事後水質調査」ということで、工事が完了した後、工事の影響があったかどうか確認するということで事前水質調査と同じ位置で事後調査を行う予定でございます。内容につきましては、下表のとおりでございまして、採水分析については、ダイオキシン類濃度、PCB、生活環境項目のpH、BOD、SS、それと併せて鉛直測定に、濁度、水温、塩分濃度を調べるということでございます。

続きまして、8ページをご覧いただきたいのですが、実際の工事の施工フローと施工時の環境対策についてこれから説明させていただきます。堤防工事にあたりまして、まず、杭あるいは矢板を打つということで①で杭位置等に障害物がないかという障害物調査にまず入るということになります。障害物が発見された場合、②ということで障害物撤去に入ります。その後、H型鋼の杭の打設、続いて、鋼矢板の打設、それから、⑤裏埋工(1)ということで、障害物撤去等で発生した土砂等を矢板内に投入するという工事でございます。その後、⑥ということで原位置固化処理を行うということでございます。それが終わりますと、裏埋工(2)ということで、所定の天端高さまで購入石を投入するという工事でございまして、その後、⑧ということで、上部工、コンクリートを打つ工事に入って終わりということになります。それぞれの工種についての環境対策につきまして、9ページ以降に記載しております。

まず、①の障害物調査工でございますが、施工としては、この断面 図を見ていただければ分かると思うのですが、台船上にバックホウ、 その先に、鋼棒を取り付けて、障害物調査については、可能な限り底 泥を乱すことのない様に、鋼棒を圧入して調査するということでござ います。なお、施工区域の周辺には、汚濁防止膜を設置しまして、汚 濁防止の措置を講ずるということで、今後の工事につきましても、同 じく汚濁防止膜を設置しまして、同様の措置を講じていく予定でござ います。

続いて、10 ページをご覧頂きたいのですけども、障害物撤去工ということで、これにつきましては、全回転型オールケーシング掘削機を使用しまして、できるだけ底質を乱さないやり方で除去したいということで、丁度右下の順序図にございますように、ケーシングを建て

込んでいって、障害物の層も掘削していくと、それを掘削した後、ハンマーグラブでその障害物を取って、その後に、砂を投入してケーシングを引き抜くという形になっております。その撤去等で発生した土砂等の障害物については、台船の背後に密閉式の土運船を横付けしまして、この土運船の中に一時保管するということを考えております。後程説明するのですが、この土砂等については、矢板背後の裏埋材として有効利用する予定でございます。

続きまして、11 ページ、H型鋼杭の打設工ということで、この施工につきましても、できるだけ騒音や振動、特に土砂等の拡散抑制に配慮しまして、油圧式杭圧入引抜き機を使用しまして、施工を行う予定でございます。

同じく、次の12ページでございますが、鋼矢板の打設工ということで、これにつきましても、できるだけ底質を乱さないということで、油圧式の杭圧入引抜き機を使用しまして、矢板を順次圧入していくということでございます。なお、施工区域周辺には汚濁防止膜を設置し、汚濁防止措置を講じます。矢板につきましては、障害物撤去で発生した土砂等を投入するため、施工端部については、矢板により締め切りを行って対処したいと考えております。

続いて、裏埋工(1)ということで、13ページでございますが、 先程、障害物撤去で発生した土砂等につきましては、矢板を打設した 区域内に投入する予定です。土運船を台船に横付けし、一時保管して いた土砂を、クレーンで矢板内に投入するという工事でございます。

続いて、それがおわりますと⑥の原位置固化の処理工に入っていきます。これにつきましては基準値をオーバーした土砂と液状化対策ということも併せて、原位置固化処理工法を採用することにしておりまして、施工機械としては、高圧噴射の攪拌式機械を用います。特に15ページの図面の左下の改良杭の平面図を見ていただきたいのですが、施工にあたりましては、特に矢板ジョイント部の遮水機能にも配慮しまして矢板に密着させ周辺を囲むという形で固化処理を行っていく予定でございます。

固化処理の処理土量について、対象区域の 130m区間で、土量としては約 4,500 m³で、その内、環境基準値を超えている含有土砂については約 3,600 m³の状況でございます。固化処理にあたりまして、まず、現地での試料を採取し、事前配合試験を行います。これについては一

軸圧縮強度と併せて固化した透水試験と溶出試験を行いまして、適正にセメント量を決定する予定でございます。また、現地の固化処理が終わった後に、チェックボーリングということで、試料を採取しまして、一軸圧縮強度と併せてダイオキシン類やPCB濃度の溶出試験を実施し、確認する予定でございます。固化処理の高圧噴射攪拌工法でございますが、15ページの右下の図面を見ていただきたいのですが、杭や矢板の上に足場を組みまして高圧噴射の攪拌式の機械をこの上に搭載します。それから、攪拌ロッドを施工深度まで回転しながら降ろし、実際、セメントミルクをロッドから噴出、攪拌しながら一定の速度で上げていくということになります。このような作業を繰り返し行うということでございます。

続いて、16 ページで裏埋工(2) ということでございますが、固化処理の終わった後に、この上に上部工というコンクリートを打設するために、所定の高さまで購入雑石を投入する工事でございます。これが終わりますとコンクリート構造物を構築するという工事になります。施工時の環境対策につきましては、底質を乱さない、拡散を抑制する工法を採用し、当然、汚濁防止膜を設置して、汚濁防止を講じていくということで考えております。

最後に、17 ページ工事工程表ということでございます。この工程につきましては、平成19年度工事60mに関する工程ということで示させていただいておりまして、最初の障害物調査工から最終の事後水質調査まで約7ヶ月半かかるという工程になっております。

以上が、尻無川右岸の堤防工事の環境対策ということで検討した内容でございます。

#### 村岡委員長

どうもありがとうございました。只今、尻無川右岸の工事の環境対策ということで、事務局からご提案がございましたが、只今のご説明で委員の先生方、何かご質問とかご意見とかございましたら、お願いしたいと思います。

全体的なことですけれども、この地震対策、耐震強化工事ですね、 これは、全体として、現在どの程度まで進んでいるのですか。今回の 尻無川右岸のこの部分の堤防工事っていうのは、中頃のことなのか、 最後だとかですね。

### 梶木担当課長 阪神大震災以降、耐震化ということで、平成8年から順次やっている 訳なのですが、特に、港区、大正区を重点的に耐震化工事をやってお りまして、平成24年にかけて、そういうところを施工する訳でござ います。全体でどういう進捗状況かについては、今つかんでいません。 今回の尻無川の右岸の水門上流につきましては、平成17年から入っ たところで、平成24年にかけて陸上堤防を含めまして、補強工事を 行う予定でございます。 村岡委員長 そうですか。この堤防工事に伴って、泥をいじる、すなわち底質を いじりますからね。今回のように、その際、ダイオキシン類対策を伴 うというようなことは、今までになかった訳ですか。 梶木担当係長 特にありません。 村岡委員長 はい、他に何か、先生方ございますか。 福永委員 全体としては、特にないのですが、環境監視ということで、工事中 の SS あるいは、底質汚泥が舞い上がるということで、環境基準がオ ーバーしないように工事をするというのが環境監視の全体像だと思 うのですけれども、今までの大阪市さんのやられている水質ダイオキ シン類の数値からいうと、当然、尻無川については、0.3~0.4pg で ずっと推移しているので1以下までがへんな言い方ですが、許される ということになるのですけども、そのための事前調査というのが予定 されているのですが、現在の大阪市内の調査で濁度というのがどれぐ らいまで許されているか、何か良い調査をされていたら、教えていた

だきたいと思います。1つはそういうことと、もう1つ、セメント固

化されるときに、もちろんそちらのほうが良くご存知だと思うのですが、私も昔、セメント固化をやったことがあるのですけども、セメン

トを入れ過ぎますと、pHが上がり過ぎて、強度は高くなるのですが、

| 福永委員     | 水銀とか六価クロムとかがかえって溶出してくるので、その辺も勿論、溶出試験をすると書いておられますので、注意されると思うのですが、特にその意味で注意していただけたらと思っております。その辺について、何かコメントがありましたら頂きたいのですが。   |
|----------|--|
| 大石担当課長代理 | 港湾局環境保全担当の大石でございます。福永先生に、ご質問いただきました点につきましては、昨年度より大阪港の河川、港湾の重複区域でダイオキシン類に係る浄化対策工事に着手しておりまして、そちらのデータをみますと、大体濁度1度に対しまして、0.1pgぐらいのデータとなっております。環境局が実施された尻無川のデータからも、概ね濁度1度に対して0.1~0.2pgぐらいの間で推移しており、全体としてダイオキシン類に係わってございますけれど、水質の環境基準を満足するには、カオリンの濁度で申し上げますと、10度前後になろうかと思っております。それと、先程先生のご指摘いただきましたセメント固化での溶出の件でございますけれども、溶出調査を事前に施し、六価クロム等の溶出を確認してまいりますので、万全を期したいと考えてございます。 |
| 村岡委員長    | 他にございますか。  |
| 山田委員     | 環境対策に直接関係ないのですが、この古いL字型のコンクリートはいつ撤去するのですか。そこの部分もコンクリートが打たれる訳ですね。   |
| 梶木担当課長   | 古い堤防は、存置したままで残ります。その前面に新しい堤防を造るということになります。   |
| 山田委員     | わかりました。  |

#### 村岡委員長

よろしいですか。他によければ、この尻無川堤防工事につきましては、ご提案いただきましたこの環境対策に沿って行うこととさせていただいてよろしいですね。

ありがとうございます。

その前、福永委員からご指摘いただきましたように、固化にあたって pH が大きくなるので水銀とか六価クロムの溶出があるのではないかということについては、十分水質調査の段階でチェックをしていただくということで進めていただきたいと思います。

ありがとうございました。

1つ目の議題を終わりましたところで、全体事務の切り替えがあるようでございますので司会の方に進行を移します。

#### 司会者

ありがとうございました。それでは、2つめの議事に移る前に、説明者の交代を行いたいと存じます。説明者の方々よろしくお願いいたします。

それでは、引き続き村岡委員長よろしくお願いいたします。

#### 村岡委員長

それでは、2つめの議事に移らせていただきます。道頓堀川水辺整備その他工事、湊町の右岸の工区でございますけども、この工事における環境対策についてでございます。同じく事務局から環境対策のご提案をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### 大野担当係長

道頓堀川水辺整備その他工事、湊町右岸工区における環境対策につきまして、私、建設局下水道河川部担当係長をしております大野の方から説明をさせていただきます。手元の資料に基づいてご説明差し上げたいと思います。着席させていただきます。

まず1ページ目に目次がありまして、3ページに道頓堀の水辺整備の 工事概要を簡単に記載しております。3行目辺りに工事の経過を書い ておりますように、平成7年度から道頓堀川の水辺整備事業に着手を しております。既に東横堀川水門や道頓堀川水門、本工区の対岸にあ

ります湊町リバープレイスが完成し、道頓堀から日本橋の間を現在整備している状況でございます。本工事区間左岸側の湊町リバープレイスについては、平成12年度に完成をしております。本件はその対岸の部分に、遊歩道を新設しようというものです。湊町右岸の状況ですが、位置は3ページの下に書いております。丁度、再開発を致しました湊町リバープレイスの右岸側という場所になっておりまして、着手前の写真が4ページにございます。湊町リバープレイスから当該工区を写した写真になっております。現状としましては、底質調査をしながら、工事を進めておりまして、写真真ん中下段のように、鋼矢板の締切りと桟橋が終わっているような状況でございます。

工事につきましては、6ページに計画の平面図がございますが、黒く塗っているところが現状で、赤い部分が本件で施工しようとしているものです。川の中心側に矢板等で仮締切りを施しまして、7ページの断面図に示していますとおり、現状を示すものは、左側の現況断面図です。水位の下にヘドロと書いております部分が、当該区間において、ヘドロが堆積している状況を表しています。

4ページの写真上側に戻っていただきたいのですが、当該地区には、道頓堀川で最後まで、いかだが残っておりまして、着手前は、この写真でいいますと、いかだが浮いている上に草等が生えているという状況になっております。そのため、維持浚渫等が行われておりませんので、当該工区については他の工区に比べるとヘドロの堆積量が多いという特徴をもっております。7ページ右側に当該工区の計画断面図を書いておりますが、既設護岸の前の川岸に鋼矢板等を打設しまして、ヘドロを除去した後、盛土構造で張り出した堤防を造るという計画になっております。丁度、計画の赤い部分です。

工事の手順を、お手元の資料の9ページに書いておりまして、調査工、矢板護岸工、工事用桟橋工、現状としては、工事用桟橋工が完了した状況写真が4ページの写真の下段になります。矢板護岸工が完了した状況の写真が4ページ中段の状況写真になります。現在は橋梁下部工を施工中で、その後、浚渫工、遊歩道の盛土工、表面の整備の順に、完成に向かって工事は進んでまいります。川に中の影響が出てまいりますのは、矢板護岸工から盛土工までの間となります。これにつきましては、シルトプロテクター等によりまして、汚染の拡大を防止しながら、工事を進めてまいりたいと考えております。

10ページには、鋼管矢板を打設しますイメージ図を、11ページには、鋼矢板を打設しますイメージ図を示しており、川の上に台船とクレーン台船を浮かべて周辺部にシルトプロテクターを配置し、施工を進めていく状況を表しています。

矢板打設工の断面図は12ページ、同じく13ページにはちょっと小さくなりますが桟橋工の打設の平面図で台船とクレーンを用いて、H鋼の杭を順に打ち設置していきます。これも少し見にくいのですが、ピンクで示していますシルトプロテクターの配置の平面を記載しております。工事用桟橋工の設置が終わると、14ページの工事用桟橋の真ん中に丸く太い破線で書いております。現在施工中の、橋梁の基礎の部分の施工となります。工事用桟橋の施工が終わりますと、15ページの施工に入っていき、河川の浚渫工を施工します。浚渫工につきましても、台船とクレーン等を用いまして、シルトプロテクターを周囲に張り巡らせます。図でシルトプロテクターは見にくいのですが、ピンクで表している部分になります。シルトプロテクターを配置しまして、施工を進めていきたいと考えております。

浚渫工の状況イメージ図が16ページになります。

以上が、工事の進捗手順の説明になります。

17 ページからは、昨年の冬に実施しました概略調査の説明になります。本工区の施工延長は130mですので、100mの間をおきまして、2点平面探査を実施いたしました。平面探査の結果を17ページに示しています。資料では平面図の参照ページが17ページとなっておりますが、18ページに訂正をお願いします。18ページに概略調査平面図がございます。130mの区間を端部の距離を等間隔にとり始点部と終点部で採取をしております。調査地点の真ん中が材木筏があった部分で、①②の調査地点との平面位置関係がわかるかと思います。平面探査を実施した結果として、ダイオキシン類の試験結果を、17ページの写真の上表に結果として載せておりますけれども、①の地点が含有量で220pg-TEQ/g、溶出量で44pg-TEQ/L、②の方の測点が含有量で230pg-TEQ/g、溶出量で21pg-TEQ/Lと溶出量が突出して大きく、道頓堀川の既存調査データと比べると大きい値が出ました。これが概略調査の結果となっております。

続きまして 19 ページからは、環境監視の計画を載せております。 環境監視につきましては、「河川・港湾工事等にかかる環境対策マニ

ュアル(案)」に準じて計画をしてございます。19ページには、基本監視点、補助監視点、事前事後の水質調査点を丸と白三角と赤三角で記載してございます。事前水質調査につきましては、マニュアルに沿って、21ページの表に基づきまして、21ページの下の3-3に書いてございますように、平成19年の4月18日、20日、23日の3日間、生活環境項目、ダイオキシン類、鉛直分布測定を行い、連続モニター測定については、平成19年の4月18日から24日の7日間実施しております。

その結果が、22ページの上の調査結果になっております。pHが7.2、BODが3.6mg/L、SSが14mg/L、DOが6.7mg/L、濁度が10.1、ダイオキシン類が3.6pg-TEQ/Lというようになっております。3-4に、環境監視基準の設定を記載しており、23ページの右の表に、「河川・港湾工事等にかかる環境対策マニュアル(案)」に基づいて出した数値がございます。表の中の①から⑪につきましては、事前調査結果を基に設定した数値、pHなりDOにつきましては、環境基準B類型の数値を記載しております。3-5環境監視調査につきましては、「底質の処理・処分等に関する指針」に基づいて記載しております。表に位置や頻度を記載しており、対象となる工程につきましては、矢板護岸工、桟橋工、橋脚工、浚渫工、盛土工とするように考えております。3-6で監視結果の評価を記載しており、25ページ上側に表で記載しております。監視基準値あるいは監視の結果により講ずべき措置というのが表の中に記載をしております。3-7では、事後の水質調査につきまして、記載をしております。

26 ページからは、概略調査に基づきまして、堆積層の厚さや範囲を確定するために詳細調査を実施した結果を載せております。4-1 に鉛直調査の考え方を書いておりまして、資料では、27 ページ参照と書いておりますけれども、28 ページの参照をお願いいたします。

28 ページをめくっていただきますと、白丸で示しております箇所が平面的な概略調査をした地点でございます。この平面的な概略地点を囲むように、それぞれ4点ずつ計8点No.1からNo.8まで計8地点、詳細調査を実施してございます。

詳細調査の結果の表が29ページにございます。No.1につきましては、ヘドロ層の下層から総水銀の溶出量が、海防法基準を超えているという結果がでてきております。また、No.1からNo.4の上層、中

層、下層から鉛の溶出量が海防法基準を超えた値が出ております。ダイオキシン類の含有量につきましては、ヘドロ層の上層の方から No. 2、No. 3、No. 4、No. 6、No. 7、No. 8 につきまして、180pg-TEQ/g から 470pg-TEQ/g という値がでております。これらの水銀、鉛につきましては、汚染源については、川沿いに汚染源となるような工場等がありませんので、はっきりした原因は不明であるというように考えております。

30ページ、31ページに、その汚染物質が発見された深さ方向の位置図になっております。No. 1からNo. 3は岸に近い方の測点です。No. 1が上流側で、No. 4が下流側になっております。31ページのNo. 5からNo. 8については、川の中心に近い測点になっており、中心に近い測点では、ダイオキシン類が環境基準を超えているという結果で、岸に近い測点につきましては、ヘドロの下の方の層で鉛もしくは、鉛と水銀が、海防法の基準を超えるような値が出てきております。

32 ページには、今後の方針と致しまして、浚渫上の処理を記載し ています。5-1でまず、汚染土の絞込みをしたいと考えております。 といいますのも、今回の概略調査と詳細調査では、ダイオキシン類の 含有量につきましては概ね同じような値が出ておりますが、溶出量に つきましては、概略調査において、海洋汚染及び海上災害の防止に関 する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようと する金属等を廃棄物に関わる判定基準を定める総理府令、以下「海防 法基準」と呼んでおりますけども、これを超えている結果となってお り異なった結果となったため、汚染土の範囲を確定したいので、詳細 調査を再度実施したいと考えております。現段階での処分対象となる 土の区分は、土のタイプが3つに分かれており、対象土①から③とい うように分類しています。35ページに平面的な図を書いておりまし て、対象土①は、黄緑で塗り潰した範囲です。32ページの資料では、 ピンクと記載しておりますが、図では見にくいので真ん中を黄緑で塗 り潰しております。黄緑で塗り潰したところは、ダイオキシン類の含 有量が 220pg-TEQ/g から 230pg-TEQ/g、ダイオキシン類の溶出量が 21 pg-TEQ/L から 44pg-TEQ/L というような対象土であります。対象土② は、赤色白囲みで書いている範囲で、ダイオキシン類の含有量が 180 pg-TEQ/g から 470pg-TEQ/g、ダイオキシン類の溶出量は、6.7pg-TEQ/L から 0.033pg-TEQ/L という値が出ているということでございます。対

象土③は、赤色斜線で書いております。ダイオキシン類の含有量が210pg-TEQ/g から360pg-TEQ/g、ダイオキシン類の溶出量が、5.5pg-TEQ/L から0.013pg-TEQ/L、総水銀の溶出量が0.0098mg/L、鉛の溶出量が、0.12mg/L から0.46mg/L という値が出ているものです。今回対象土の絞込みを行うものにつきましては、対象土①の平面調査位置の周囲で、イメージとしては32ページの下の図で示したように、概略調査位置から2m離した地点で、四方を取り囲むような形で、詳細調査を実施しようというように考えております。4点の内、1点については、ヘドロ層の鉛直方向の調査をいたします。他の3点については、表層のみの調査というように考えております。

現段階での浚渫土の処理の考え方を33ページの5-2に書いてお ります。対象土①は、ダイオキシン類の溶出量が海防法基準を超えて いるもので、現段階では840㎡ございます。これについてはセメント 原料として、無害化処理をしたいと考えております。対象土②は、ダ イオキシン類の含有量が環境基準を超えていますが、溶出量が海防法 基準以下のもので、現段階では 1,970 ㎡ございます。これについては 北港処分場の方に持って行きたいと考えております。対象土③ は、現状で 1,190 ㎡ございます。水銀、鉛の溶出量が、海防法基準を 超えており、ダイオキシン類の含有量が、環境基準を超えております。 ダイオキシン類の溶出量は、海防法基準以下になっている土砂 で す。この土砂の処理方法として、その1からその3までの3案を書い ております。その1の案は、不溶化処理をしたうえで管理型処分場に 埋め立てて処分をする方法です。この方法は、川から浚渫した土砂を 脱水処理をしたのち、セメント固化処理を施して、不溶化対策をした 土を 30 cm以下に小割をしてフェニックスの処分場に、陸上残土とし て、要管理区域へ処分する方法です。この方法の問題点と致しまして、 脱水+セメント固化の処理プラントが直近に設置できない問題があ ります。加えて、不溶化して固めたものを 30 ㎝以下に小割する場所 の確保が困難という点がございます。処理方法その2の案は、原位置 固化という方法がありますが、原位置固化をしたうえで、不溶化処理 をする場合には、ダイオキシン類の含有量が環境基準を超えておりま すので、国交省のマニュアルによると5年程度の経過調査が必要とい うことになっております。加えて、総水銀と鉛の溶出量が海防法基準 を超えており、環境基準は示されていませんが、ダイオキシン類と同

様に5年程度の経過調査が必要でその1案同様の問題があります。処 理方法その3の案については、分解無害化処理をする方法です。ダイ オキシン類の他、鉛、水銀を含んだ汚染土の脱水処理を施して、セメ ント原料にするという処理で、問題点としましては、その1案と同様 に脱水、無害化処理プラントが直近にないということと、コストが高 いという問題がございます。この3つの案を河川担当の方で検討し、 環境基準を超えたダイオキシン類については、除去するというのが基 本であると考えております。といいますのも、今回施工場所は、舗装 されて遊歩道として整備し開放する計画ですので、遊歩道が将来的に 改築される可能性は少ないのですが、今回の工事で汚染土というリス クを除去していくことが、遊歩道下の地盤の安心、安全性を確保する うえでベターだと考えております。処理方法のその1のフェニックス に入れる案とその3のセメント材料にする案については、現地から汚 染土を除去するという点では同じですが、工事現場付近に脱水固化処 理後の小割をする場所がないので、セメント材料として搬出するもの を選択した方がよいという考え方になり、河川を管理していくうえで の判断としましては、その3のセメント材料として無害化処理をする という案を選択したいと考えております。

34 ページの下段に書いております現在の状況ですが、セメント原材料としての受け入れ先は、まだ確保できていません。汚染土の運搬処分の契約締結後速やかに本要件を満たす処分先を選定したいと考えております。大阪以外の地域の運搬となる場合には、道頓堀川で浚渫された土は、一旦大阪港で大型土運船に積み替えて運搬することにしたいと考えております。また、大阪地域以外への搬出は、搬出先の自治体の合意を得た上で搬出したいと考えております。現状での浚渫土の処理方針は以上です。

最後に、36ページに工程表が書いております。これについては、 最短でというイメージの工程表になっておりますけれども、現状、橋 梁下部工の橋脚橋台基礎の構築というところに入ってきており、浚渫 の予定は12月から始めたいと考えております。そのため、本委員会 が終わった後に早急に追加調査を実施し、12月からヘドロ層の除去 ができるように進めてまいりたいと考えております。 以上でございます。

### 村岡委員長 この程度の値となるということですね。生活環境項目ですねこれ、 それとダイオキシン類ですね。 どうもありがとうございました。先程配られました、1枚ものの資 料(資料3)は直接関係ないのですか。 三村担当 事前の水質調査をやっておりまして、その時の生活環境項目のデー 課長代理 タでございます。 ありがとうございます。それでは、ただいまのご提案につきまして、 村岡委員長 委員の先生方なにかお気づきの点がございましたら、ご意見を頂きた いと思います。 福永委員 マニュアルどおりの環境監視対策をされるということで、特に異論 はないのですが、少しご意見コメントを頂きたいと思っているのです が、事前調査をされて、その調査に基づいて、工事中の環境監視をす るということで、事前調査をされている訳ですが、そのデータが22 ページに平均値だけ載っているので、これを見せていただいたとき に、生のデータはないのかなということを申し上げたら、コピーして 配っていただいたということです。私が感じたのは道頓堀川というの は、大阪市のやられている常時監視のデータでも環境基準を上回った り、下回ったりというレベルだと思うんですが、それにしても事前調

査でされたのがダイオキシン類が平均値で 3.6 とかなり平均値で大きく、後ろの 23ページを見ますと、最大値が 9.5 ということで、常

時監視のデータからみるとかなり高い数値になっている。常時監視と

いうものは、元々通常の状態を表現するという数値だと思うんですけども、たまたま、この事前調査でされた数値がかなり高い数値になっ

ておるということは、何かその時に調査された河川担当さんの方で、 何か感じていることがあれば、教えていただけたらと思います。ある

いは、環境保全部さんの方で何かコメントいただきたいと思います。

| 三村担当課長代理 | 今の福永先生のお話ですが、事前の水質調査の関係が比較的、大黒橋の常時監視点の値よりも高いというお話なのですが、はっきり言って私どもも原因を捕らえきれておりません。ただ、事前調査する場所が不適切だったかも分からないのですが、この5ページを見ていただきますと、現況平面図が出てまいります。この現況平面図の上側が右岸ということになりますので、上の方に遊歩道ができる6ページの辺になるのですが、その下側で丁度南に、リバープレイスという施設がございます。その前に変な形のもの5角形のものが2つ並んでありまして、真ん中に半円形のものがポコっと出ているように図で示してあり、皆様ご存知かと思いますが、ここは船着場になっております。船着場ですから船が通るということもあるのですが、船の運航と、この地点でのダイオキシン類の数値が高いことと相関関係があるのか分からないのですが、船が通ると巻き上げるのかなと思ったりもします。今、福永先生からご指導を受けた時に、初めて高いのだなというように分かったような次第でして、詳しい原因は、ちょっと申し訳ございませんが捕らえきれておりません。 |
|----------|--|
| 村岡委員長    | 今貰いました一枚物を見ていますと、高い値は、下げ潮時なのですよね。あるいは、干潮時なのですね。9.5という最大値は下げ潮時、あと7.8とか3.6、6.3、下げ潮時干潮時ですよね。上流から来ているという考え方も成り立つわけですよ。   |
| 福永委員     | ④は上げ潮ですよ。  |
| 村岡委員長    | 上げ潮ですか、下からも来ている。   |
| 福永委員     | それもあるから舞い上がりといわれれば、そう言えなくもないです<br>よね。何となく理由の1つではないかという気がします。   |

### 前田担当 大阪市の方もですね、ダイオキシン類の一般環境測定を行っており 課長代理 まして、こちらの工事地点 130m 上流側の大黒橋というところで測定 を行っておるのですけども、例年ですね福永先生がおっしゃいました 様に、環境基準を超えたり超えなかったりということで推移しておる わけなんですけども、超えましてもですね、平成 17 年度では、1.1 ピコというような数値になっております。平成 18 年度におきまして は、0.82 ピコという共に平均値でございますけども、数値となって おりまして、平成 18 年度に至っては、基準を超えていないという結 果になっております。そういうことから考えまして、先程上流側とい うことでおっしゃられましたけれども、大黒橋でその程度の数値にな っておるわけでして、それに比べて今回、事前調査で、測定いたしま した数値は若干高めになっていると考えております。先程建設局から 船の航行という話もございましたけれども、建設局との今後の話にも なりますが、一回事前調査をやっておる訳ですが、再度これを見直す ということでですね、もう一回事前調査を再度やり直してチェックす ることも考えてみたいと思っております。ただ、環境監視の基本的な 考え方としましては、今回提案させていただいている内容で進めさせ ていただきたいと考えておる次第です。 村岡委員長 ありがとうございました。何か関連したご意見、あるいは別のご意 見等ございますか。 山田委員 教えていただきたいのですが、17 ページのダイオキシン類の概略 説明にもありましたのですが、含有量の割りに溶出量がかなり多いと いうのはよくあることですか。これは、なぜでしょうか。 前田担当 今回建設局の方で、ダイオキシン類の方を測定されましてですね、 課長代理 実をいいますと、こちらの概略調査と詳細調査の分析機関が異なって

おる訳なのですけども、共にどちらの分析機関も、国のマニュアルに

あります公定法に則って分析しておるということは事実でございま

## 前田担当課長代理

す。ただ、マニュアルに定められていないろ紙の選択とか、ろ過方法 とかに若干の違いがございまして、片一方で溶出量が出ているという 結果が出ておりまして、片一方では、出ていないという結果に至った ものと考えております。

#### 村岡委員長

山田先生、そういったことはよくあるのですけども、今後どう考えたら良いのでしょうね。公定分析でやられたから、値そのものを疑う余地はないと思うのですがね。そういう矛盾が生じてくるということに対して学識経験者としてはどうでしょう。

#### 福永委員

そちらに座っている方 (オブザーバー) に、説明してもらった方がいいのじゃないかと思うのですが。

#### 先山研究主任

大阪市立環境科学研究所の水環境担当研究主任の先山です。少しコ メントさせていただきたいと思います。溶出試験につきましては、海 防法の中の検定方法では、孔径1μmのガラス繊維ろ紙でろ過すると ういうことになっています。しかし、市販のガラス繊維ろ紙に関しま しては、孔径という表現が一般的に使われておりません。通常、保留 粒子径または、捕集粒子径という表示で1μmというろ紙が販売され ています。これは、一般的に捕集する平均の粒子径を表していまして、 当然、状況によっては、 $1 \mu$  m以上の粒子が通過する可能性がありま す。一部の民間の分析業者では、保留粒子径1 μ mのものを孔径1 μ mのろ紙として使用しているところもあるようなのですが、一般的に は溶出量を把握するという意味を捉えて、1 μ m以上の粒子を極力カ ットできるガラス繊維濾紙として保留粒子径としては 1 μ m以下の ものを使って、溶出試験をするのが一般的だと聞いております。つま り、孔径と保留粒子径の意味の捉え方の違いで使うろ紙に差が生じ て、こういう溶出試験結果の差が生まれていると考えられます。その 辺りの規格を、何らかこのような場をもって判断し、保留粒子径で1  $\mu$  mとするのか、 $1 \mu$  mのものを極力カットするようなろ紙、つまり 保留粒子径が 1 μ m以下のろ紙を使うのかということを決めていか

| 先山研究主任   | ないと、このような判断しがたい溶出試験結果の差が今後も生じる可能性があると私自身は考えております。<br>以上です。   |
|----------|--|
| 村岡委員長    | 国の方では、どのように考えているのですか。  |
| 先山研究主任   | 国の方の把握はしていないのですが、以前、環境基準を決めた時の環境庁の答申では、底質の $150 pg/g$ を決める段階で、溶出操作をしてどれくらいの濃度の底質で水の濃度が $1 pg/L$ を超えるのかという実験をした時に使ったろ紙の種類が資料に出ております。その資料によりますと溶出液のろ過には保留粒子径 $0.5 \mu$ mのものを使用して、 $1 \mu$ m以上の粒子は、極力カットするような形で水への溶出濃度を評価しているようでした。 |
| 村岡委員長    | はい、ありがとうございました。何か関連したご意見ございますか。<br>なければ、今日の環境対策にどのように反映するかという判断は難し<br>いとは思いますけども、今後、このようなことがあるということでご<br>認識いただきたいと思います。他に何かございますか。   |
| 山田委員     | 最後の浚渫汚染土の処理方法ですが、比較した結果、その3のセメント原料になり、問題点として、脱水、無害化処理プラントが直近にはないセメントプラントで引き取っていただくのに無害化しなければいけないということですね。そうすると、その1でも脱水して固化処理し小割する場所がないとすると、同じような感じがするのですが、なぜその3ということになるのですか。   |
| 三村担当課長代理 | 基本的には両方とも同じですが、この土の場合、鉛、水銀が含まれているので処理方法その1で大丈夫であれば、陸上土砂という形でフェニックスに持っていくことができるのですが、今ここに書いている   |

# 三村担当課長代理

ように、セメント等を投入しまして固化してしまうというような形になりますと、フェニックスの方では、そのような大きな塊は受け取ってくれないというようなことがございまして、それを 30cm 未満の塊に小割しなければならないというようなことがございます。それに道頓堀川でその様な作業ができる場所もございませんし、そういう作業ができる場所を見つけるのは困難であると判断しまして、処理方法その3のセメント原料の案にもっていったという経過でございます。

#### 山田委員

ということは脱水する場所ぐらいは何とかなるということですか。

#### 大野担当係長

補足をさせていただきます。その1案では、先程の港湾局の説明に も若干ありましたけども、水銀、鉛は中性で安定しているのです が、セメントを入れることによって pH が変わって、溶け出し易くな ります。そうしますとセメント量が多くなりまして、かなり硬いもの になりますので、まず、硬くなったものを割るという作業が一番困難 になってきます。その3案の脱水してセメント材料にする方法は、プ ラントは確かに付近にございませんが、今、考えているのは、例えば セメント原材料であれば、船のまま、船に載せ替えて脱水をどこか工 場でお願いするということや、もしくは、プラントを台船の上に載せ て、現地に浮かべて川の上で処理をするということはどうかというこ とで考えている状況です。ですので、その1案でネックになっており ますのが、相当量添加したかなり強度の大きいセメントを小割すると いうことです。その3案のセメント原料の脱水としましては生石灰を 添加する程度で、ベルトコンベアーに載れば処分可能で、添加するセ メント量が少なくてすむので脱水と固化のイメージが若干違ってま いります。

#### 山田委員

どちらにせよ、何か処理しようとすれば、脱水程度のことはしなければいけないということになる訳です。これからもどんどん汚染土は出てくる訳ですから、大阪市だけじゃなく大阪府も一緒になって、そういう場所を造るということを考えないと、いつまで経ってもその都

| 山田委員     | 度こういう議論をしないといけない。そこで全部最後まで完了してしまうというのは無理としても、いわゆる中間的でも破砕程度の処理をするような場所を他に設けるということを真剣に考える必要があるのではないかという気がいたします。   |
|----------|---|
| 村岡委員長    | 他にございますか。直接、環境対策とは関係ないのですが、私もこの道頓堀のリバーサイドにこのようなものを設けるのは良いことだと思っているのですが、最初に3ページに真ん中のところにですね、計画河床高が、-1.8m、それから計画高水位が+2.3m、通常時、管理水位が1.7から2.1mということで、多分、この湊町もデッキのようなものができて、ずっと上の方と繋がっていくんですよね。デッキの面はどれぐらいの高さなのですか。  |
| 三村担当課長代理 | 今、計画しているものは、遊歩道が2段に分かれておりまして、川に近い方の下段は0P+2.5m、それから店といいますか、陸地に近い側、これの方が若干、遊歩道の幅が広いのですが、そこは、0P+4mで計画しております。   |
| 村岡委員長    | その下の方の 2.5m というのが、道頓堀川の戎橋の方と全部同じレベルと考えて良いのですか。  |
| 三村担当課長代理 | 戎橋の方では、もう少し低くて 2.35m、あそこも上段下段と 2 段に分かれているのですが、下段の方は 2.35m で少し低くございます。ここで 2.5m としましたのは、既に平成 12 年度にできましたリバープレイスの前、ここもウッドデッキで遊歩道ができており、そこの前のウッドデッキの高さが 2.5m で、この背後は段階でできております。丁度、四ツ橋筋の深里橋というのですが、そこから西側について、完成していますのがこのリバープレイスの前だけですので、リバープレイスの前の高さと合わせて両岸とも 0P+2.5mのデッキにするという計画にさせていただきました。 |

### ありがとうございます。他にございませんか。なければ、議題に関 村岡委員長 します道頓堀川水辺整備に関する環境対策につきましては、その方法 は、提案されましたこの資料に基づいて行っていただくということで よろしいでしょうか。ただ、その時に水質に関して事前調査を強化し ようかという話もございましたので、その辺よろしくお願いいたしま す。それから水質の分析の過程でろ紙との関係がございますが、今後 の課題ということにしたいと思いますが。 多かれ少なかれ、搬送する場合にですね、除去して持っていく場合に 脱水という作業が伴うその場所の確保がなかなか難しいという状況 がある訳ですが、今後、大阪府と他の都市河川等の対策と併せて、せ めて脱水ができるような場所の確保というものについて努力してい ただきたいと思います。これは大阪市さんだけではなくて、大阪府さ んも考えていただきたい、そういう様なご意見がございましたので、 一つよろしくお願いいたします。そういたしますと、議題の1につき ましては、先程まとめましたようなこと、それから議題の2につきま しては、私が言いますようなことで、二つの議題をまとめさせていた だきました。併せまして、この際、委員の先生方から全体的なご意見 ございますでしょうか。無いようでございますので、議題と致しまし ては、3その他というのがございますが、これは何かあるのでしょう か。 司会者 その他については、今回につきましては、何もございません。 村岡委員長 それでは、以上をもちまして議事を終了したいと思います。後の進 行は、事務局の方でよろしくお願いいたします。 司会者 村岡委員長、そして委員の皆様、長時間のご検討まことにありがと うございました。 それでは、これをもちまして、本日の検討会を終了させていただき ます。本日は、どうもありがとうございました。